

# 新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画

平成28年 3月 3日策定

令和 7年12月16日改定

公益社団法人 北海道トラック協会

## 目次

### 第1章 総則（第1条－第4条）

1. 計画の目的
2. 基本方針
3. 業務計画の運用
4. 用語の定義

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第5条－第12条）

1. 対策本部の設置
2. 対策本部長
3. 構成員
4. 事務局
5. 対策本部長等の任務
6. 情報収集及び共有体制
7. 対策本部の解散
8. 関係機関との連携

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第13条－第15条）

1. 業務内容及び実施方法
2. 人員計画
3. 感染対策の検討及び実施

### 第4章 その他（第16条－第17条）

1. 教育及び訓練の実施
2. 計画の見直し

## 第1章 総則

### (計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公益社団法人北海道トラック協会（以下、「協会」という。）における新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。）の実施に資することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 協会は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日制定）、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月21日改定。以下「道行動計画」という。）及び本計画に基づき、当該感染症の感染拡大を可能な限り抑制して道民の生命及び健康を保護するとともに道民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、道民の協力を得つつ、他の関係機関及び会員等と連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

### (業務計画の運用)

第3条 本計画の運用については、発生の段階（準備期・初動期・対応期）や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置き、役職員等の安全確保を最優先としつつ、協会の新型インフルエンザ等対策業務を実施するとともに、想定外の事態に備え国や地方公共団体等が提供する正確な情報を入手し、的確な行動をとるものとする。

### (用語の定義)

第4条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）をいう。

#### (2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

#### (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

#### (4) 新型インフルエンザ等の発生段階の時期区分

政府行動計画及び道行動計画により以下とおりとする。

ア 準備期 国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで

- イ 初動期　国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで
- ウ 対応期　　基本的対処方針が実行されて以降

## 第2章　新型インフルエンザ等対策の実施体制

### (対策本部の設置)

- 第5条　会長は、政府対策本部（対策本部長　内閣総理大臣）の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置されるとともに北海道に新型インフルエンザ等対策等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する協会の対応を協議するため、新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。
- 2　会長は、前項の規定に限らず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をすることができる。

### (対策本部長)

- 第6条　対策本部長は、会長とする。

### (構成員)

- 第7条　対策本部の構成員は、別表第1のとおりとする。

### (事務局)

- 第8条　対策本部の事務局を協会事務局に置き、専務理事を事務局長とする。

### (対策本部長等の任務)

- 第9条　対策本部長、対策副本部長、事務局長及びその他対策本部の構成員（以下、「本部員」という。）の任務は次のとおりとする。
- (1) 対策本部長は、対策本部を総括する。ただし、対策本部長に事故がある場合は、別表第1に定めた対策本部副本部長が代行する。
  - (2) 対策副本部長は対策本部長を補佐する。
  - (3) 事務局長は対策本部の運営を総括する。ただし、事務局長に事故がある場合は、別表第1に定めた副事務局長が代行する。
  - (4) 本部員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

### (情報収集及び共有体制)

- 第10条　協会は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機構から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に職員等に周知する体制を確保する。

### (対策本部の解散)

- 第11条　対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、対策本部を解散する。
- 2　対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要がないと判断した時は、対策本部を解散する。
- 3　対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、正副会長において協議する。

#### (関係機関との連携)

第12条 協会は、平時から新型インフルエンザ等対策を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### (業務内容及び実施方法)

第13条 協会は、新型インフルエンザ等対策業務として、別表第2にある計画に沿って貨物の運送等を適切に実施する。

2 協会は、国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。

#### (人員計画)

第14条 協会は、別表3に定めた人員計画により、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

2 初動期、対応期におけるまん延状況を踏まえて、感染リスクを低減するため、就業規則に基づく時差出勤や在宅勤務規程に基づく「在宅勤務」を命ずる等柔軟に勤務形態を変更する。

#### (感染対策の検討及び実施)

第15条 協会は、職員等に対し、マスク着用等咳エチケットを徹底するとともに、協会内適所に手指消毒用アルコール製剤等を配置するなど、感染対策に努める。

2 新型インフルエンザ等の感染を疑わせる症状がある職員には、速やかに診療・検査機関の受診を促し、検査結果が陽性の場合は、衛生・災害補償規程に基づく就業禁止を命じ、療養及び感染拡大防止を図る。

3 検査結果が陰性であっても、感染を疑わせる症状がある場合や家族が感染した場合等についても前項同様、診療・検査機関の検査結果等に応じて措置を行う。

### 第4章 その他

#### (教育及び訓練の実施)

第16条 協会は、平素から正しい知識を習得し、職員及び関係事業者等への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

#### (計画の見直し)

第17条 協会は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、道知事に報告するとともに、その要旨の公表を行う。

2 前項の計画の変更にあたり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものと

する。

#### 附則

この計画は、平成28年3月3日から施行する。

この計画は、令和7年12月16日から施行する。

別表第1（第7条及び第9条関係）

協会対策本部及び対策本部の組織

協会対策本部	構成
対策本部長	会長
対策副本部長	副会長
事務局長	専務理事
副事務局長	常務理事
本部員	総務部員、業務部員、適正化事業部員

別表第2（第13条関係）

新型インフルエンザ等対策業務の内容

事務連絡等業務	必要な事務職員
道との連絡調整	60%
出動事業所に対する連絡調整 (輸送指示等)	60%

※平常（準備期）と比較した割合（在宅勤務を含む）を表示している。

別表第3（第14条関係）

新型インフルエンザ等対策業務に係る人員計画

職種	事務職
初動期	80%程度
対応期	60%程度

※平常（準備期）と比較した割合（在宅勤務を含む）を表示している。